［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
京都ピアノ技術専門学校 ＩＳＩランゲージスクール京都校	京都府
［略］	［略］
一般社団法人日生日本語学園	大阪府
［略］	［略］
関西国際教育学院	兵庫県
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

○法務省告示第三百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	
［イ・ロ　略］	
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	
名　称	所在地
［略］	
株式会社大川鉄工所	北海道小樽市高島一丁目二番一号
株式会社ハタナカ昭和	北海道留萌市本町三丁目六十番地

実習内容
鉄工
溶接

改正前	
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	
［イ・ロ　同上］	
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	
名　称	所在地
［同上］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	

実習内容

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	
［イ・ロ　略］	

改正前	
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	
［イ・ロ　同上］	

［同上］	［同上］
Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ Ｓｔｕｄｙ Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅ 中京	岐阜県
［同上］	［同上］
京都ピアノ技術専門学校	京都府
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
日生日本語学園	大阪府
［同上］	［同上］
伊丹国際外国語学校	兵庫県
［同上］	［同上］